

# 令和4年度から 児童手当の制度が一部変更になります

問合せ  
子ども未来医療給付係  
☎32-2216

## 現況届の提出が原則不要になります

令和4年現況届から、受給者の現況を公簿などで確認することで、毎年6月に提出していた現況届の提出が不要になります。

**ただし以下①～⑤の方は、引き続き現況届の提出が必要です。**

- ①配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地在が赤平市と異なる方
- ②支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④法人である未成年後見人、施設などの受給者の方
- ⑤その他、赤平市から提出の案内があった方



**次の変更事項があった方は市町村に届け出てください。**

- ▶児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ▶受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
- ▶受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ▶一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ▶受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- ▶離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ▶国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

## 特例給付の支給に係る所得上限額が設けられます

**1**は、所得制限限度額  
**2**は、所得上限限度額

令和4年10月支給分（6月～9月分）から、児童を養育している方の所得が下表の**2**以上の場合、児童手当などは支給されません。

児童を養育している方の所得により、支給は以下のとおりとなります。

- **1**未満の場合→児童手当を支給
- **1**以上**2**未満→特例給付（児童1人あたり月額5,000円）を支給
- **2**以上の場合→支給されません

※**2**は新設

扶養親族などの数	1 所得制限限度額		2 所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

※児童手当などが支給されなくなったあとに所得が**2**を下回った場合、改めて認定請求書の提出などが必要となりますので、ご注意ください。

※左表の「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除などを控除した後の所得額で所得制限を確認します。

## 消費活性化特別支援事業

問合せ  
市役所商工労政観光課  
☎32-1841

### ◆オールあかびら！たすけ愛商品券◆

市民の皆様へ、市内で使える「たすけ愛商品券」を7月上旬に配布します。

手続きなどは不要です。ご自宅に郵送します。



7月上旬  
発送予定

詳細は、  
広報あかびら  
7月号に掲載

#### 市民1人につき1万円分

- 登録店全てで使用できる  
「共通商品券5,000円分」
- 登録店のうち中・小規模店で使用できる  
「地域商品券5,000円分」



#### さらに子育て世帯に

対象の子ども1人につき、  
1万円分のたすけ愛商品券  
(共通商品券5,000円分・地域商品券5,000円分)  
を配布します。

事業者の皆様へ

### 「たすけ愛商品券」登録店募集

※換金手数料はかかりません。



申請期限  
6月8日(水)まで

#### 商品券利用期間

7月上旬～12月下旬(予定)

※利用が可能な店舗には、登録証を交付します。

#### 応募資格

- ▶赤平市内に事業所、店舗などを有する事業者
- ※令和3年度に実施した「オールあかびら！たすけ愛商品券」で登録店となっていた事業者は申請不要(登録店として希望されない場合はご連絡ください。)
- ※赤平市暴力団等排除条例第2条第1号から2号に規定する「暴力団」「暴力団員」に該当するものが運営する事業所、特定の宗教または政治団体と関わるもの、公序良俗に反する営業を行なうものを除く。

#### 申込み

市役所2階 商工労政観光課へ申込書に必要事項を記入して提出してください。

※申込書は赤平市ホームページからダウンロードいただくか、窓口でお渡しします。

※お申し込みの際は、取り扱いに関する下記の注意事項をご覧ください。

#### 【注意事項】

- ▶商品券と現金(電子マネーを含む)の交換は禁止
- ▶つり銭は出さない
- ▶公共料金、たばこおよび換金性の高い商品(有価証券、商品券、切手、印紙、プリペイドカードなど)との交換は禁止
- ▶受け取った商品券は、厳重に管理し、換金請求を期間内に換金受付会場で行なうこと
- ▶登録店舗は、ポスターを店頭の目立つ場所に表示すること